

那塩高第443号
令和5（2023）年9月8日

市内居宅介護支援事業所 管理者 様

那須塩原市保健福祉部高齢福祉課長

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務について（通知）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。また、本市の高齢福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、居宅介護支援における特定事業所加算の算定に係る人員配置要件について、厚生労働省に確認の上、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 特定事業所加算の算定に係る人員配置要件

（ア）特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員及び介護支援専門員は含まれない。

（イ）特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれる。

2 特定事業所加算の算定が認められない場合の例示

特定事業所加算の算定が認められない場合について具体的な例を用いてお示しします。あくまで一例ですので、御参考の上、各事業所の実情に照らし合わせて御確認ください。

・特定事業所加算Ⅱの算定が認められない場合

〈特定事業所加算Ⅱの算定に係る人員配置要件〉

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）八十四

イ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。

ロ（2）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

〈特定事業所加算Ⅱの算定が認められない人員配置①〉

常勤職員1 管理者兼介護支援専門員

常勤職員2 介護支援専門員

常勤職員3 介護支援専門員

常勤職員4 主任介護支援専門員

1.（ア）により、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員は2名となり、特定事業所加算Ⅱの算定は認められません。

※同様の人員配置の場合、特定事業所加算Ⅲの算定は可能です。

※1.（イ）により、常勤職員4を管理者兼主任介護支援専門員に、常勤職員1を介護支援専門員に変更することで、特定事業所加算Ⅱの算定が可能です。

〈特定事業所加算Ⅱの算定が認められない人員配置②〉

常勤職員1 管理者兼主任介護支援専門員

常勤職員2 介護支援専門員

常勤職員3 介護支援専門員

常勤兼務職員4 介護支援専門員（主任介護支援専門員）

※常勤兼務職員4は主任介護支援専門員の資格を所持・同一敷地内の他事業所の職務を兼務

1.（イ）により、管理者を兼務する主任介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」に含まれますが、常勤兼務職員4が他事業の職務を兼務しており、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していないため、算定は認められません。

1.（ア）により、「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員及び介護支援専門員は含まれないことから、常勤兼務職員4を、「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」として配置したとしても、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していないため算定は認められません。

- ・特定事業所加算Ⅲの算定が認められない場合

〈特定事業所加算Ⅲの算定に係る人員配置要件〉

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）八十四

- ロ（２）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。
- ハ（３）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

〈特定事業所加算Ⅲの算定が認められない人員配置〉

常勤職員 1 管理者兼介護支援専門員

常勤職員 2 介護支援専門員

常勤職員 3 主任介護支援専門員

1.（ア）により、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員は1名となり、特定事業所加算Ⅲの算定は認められません。

※1.（イ）により、常勤職員3を管理者兼主任介護支援専門員に、常勤職員1を介護支援専門員に変更することで、特定事業所加算Ⅲの算定が可能です。

3 今後の取扱い

- （１）通知発出日（令和5年9月8日）以降、新たに特定事業所加算を取得する事業所
今回通知する内容に基づく形で算定してください。

- （２）既に特定事業所加算を取得している事業所
今回通知する内容を踏まえ、要件を満たしているか自己点検を実施し、満たさない場合は人員配置を変更するか、**令和5（2023）年9月15日まで**に加算変更の届出を提出してください。

令和5（2023）年10月1日以降、運営指導等において、人員配置要件を満たしていないことが発覚した場合は、指導の対象となりますので、御注意ください。また、加算の算定要件の取扱いに疑義が生じた際は、随時高齢福祉課に御相談ください。

那須塩原市保健福祉部高齢福祉課 介護管理係
〒325-8501 那須塩原市共墾社 108-2
TEL：0287-62-7191／FAX：0287-63-8911
URL：<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>
E-mail：koureifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp